**（注意事項）**

　　○長期占用と一時占用の考え方

　　・長期占用とは，許可の更新を前提としたものであり，基本的には橋などの工作物が対象（許可の期間は，許可日から年度単位で１０年以内（月日は３月３１日））。

　　・一時占用とは，主たる工作物を設置するための作業ヤード等，工事の期間中だけ占用するもの（許可の期間は基本的に工事の期間と同じ）。また，一時占用面積の算定にあたっては，長期占用面積と重複をしないようにする。

　○河川区域と河川保全区域にかかる許可の同時申請

申請に係る工事等が河川区域と河川保全区域をどちらにもおよぶ場合には，河川法第２４条等と法第５５条の申請を同時に行うこと（様式乙の４または乙の５の項目を河川区域と河川保全区域の申請対象にわけて記入し，１本の申請とする）。その上で，河川保全区域内行為面積の項目を追加し，記載すること。

　　　　例）４　工作物の名称又は種類

　　　　　　　（河川区域）○○○○

　　　　　　　（保全区域）○○○○

　　○変更申請時の記載

許可を受けた事項の変更申請を行う際には，変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については変更前のものを赤色で併記すること（２段書き）。

　　　　例）８ 占用面積

　　　　　 　　変更前：○○．○○㎡

　　　　　 　　変更後：△△．△△㎡